



交通安全情報No.16

ストップ・ザ・交通事故

令和8年7月7日
警察本部交通部
交通総合対策センター

飲酒運転をしない・させない・許さない そして見逃さない!

7月13日は
飲酒運転根絶の日



令和8年7月21日から施行
自動車運転死傷処罰法及び道路交通法の一部が改正!

自動車運転死傷処罰法の一部改正

- ① いわゆる飲酒類型に係る要件の明確化
危険運転致死傷罪の対象行為のうち、アルコールの影響により「正常な運転が困難な状態」の要件を「身体に血液1ミリリットルにつき1.0ミリグラム以上又は呼気1リットルにつき0.5ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」と明確化
- ② 高速度運転の対処困難性を捉える類型の追加

<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高速度が60キロメートル毎時以下の場合～50キロメートル毎時を超える高速度 ・ 最高速度が60キロメートル毎時を超える場合～60キロメートル毎時を超える高速度 ・ その他道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度 	で
--	---

自動車を運転する行為が危険運転致死傷の対象行為として追加
- ③ 殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせる走行を直接捉える類型の追加
殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて自動車を走行させる行為が危険運転致死傷罪の対象行為として追加

道路交通法の一部改正

酒酔い運転の罪の「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」の要件を「身体に血液1ミリリットルにつき1.0ミリグラム以上又は呼気1リットルにつき0.5ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と明確化